## 会 則

## 西牧野校区・労住まきの あすなろクラブ

- 第1条 この会は「労住まきのあすなろクラブ」と称し、事務所を労住まきのハイツ集会 所におきます。
- 第2条 この会は、お互いに仲良く楽しく励まし合い、何時も健康を保ち教養を高めなが ら、明るい生活を送ることに努めます。
- 第3条 この会は、次のことを行います。
  - 1. 教養を高めることを行います。
  - 2. 健康を保つことを行います。
  - 3. 楽しみの会、リクレーションを行います。
  - 4. 社会のためになることを行います。
  - 5. 友愛活動と相互支援を行います。
- 第4条 この会の会員は、労住まきのハイツに住む60歳以上の人および労住まきのハイ ツに住み会の趣旨を理解し、企画運営に参加する人とします。
- 第5条 会員は会費として1か月につき100円を納入するものとします。
- 第6条 活動ごとに必要な経費は活動ごとの会費として上記以外に、参加者から適宜納入していただきます。
- 第7条 会員は、退会時には会長に届け出ることとします。なお、死亡の場合は自動的に 退会とします。
- 第8条 この会は、次の役員、委員をおき、次の任務を担当します。

役員·委員	人数	担当任務
会長	1名	会を代表し会を統括する
副会長	2名	会長を補佐し、代行する
女性代表	1名	会長を補佐し、代行する
会計	1名	会計業務
会計監査	1名	会計監査
企画委員	若干名	活動の企画立案を行う。また事務局の役割を果たす。
運営委員	若干名	活動の企画の検討を行い、活動の実行に協力する

- 第9条 役員の任期は2年とし、欠員補充として就任した役員の任期は前任者の残りの期間とします。
- 第10条 役員は・委員は隔年4月の総会において出席者の互選により選出します。
- 第11条 企画委員会を原則として毎月1回開催します。
- 第12条 運営委員会を原則として毎月1回開催し活動内容の報告、今後の計画について検 討します。
- 第13条 この会の経費は、会費、助成金および寄付金により賄います。
- 第14条 この会は、会則、会員名簿、会計帳簿、活動記録簿を備えます。
- 第15条 総会は毎年4月に開催し、会計期間は4月1日から翌年3月31日とします。